

県南広域振興局長告示第124号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、岩手中部土地改良区（北上市）の鬼柳頭首工管理規程の変更を認可した。

なお、変更後の当該管理規程の概要は、次のとおりである。

平成29年9月26日

県南広域振興局長 細川倫史

1 取水及び出水に関する事項

取水期間は、毎年5月1日から9月5日までとする。

2 洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

3 頭首工を操作するために必要な機械器具及び観測設備の点検及び整備に関する事項

4 その他頭首工の管理に関し必要な事項